

第3章 歴史的風致の維持及び向上に関する方針

1. 歴史的風致の維持及び向上に関する課題

(1) 歴史的建造物の保存・活用に関する課題

本市には、名勝・錦帯橋^{きんたいきょう}、重要文化財・吉香神社^{きつこう}、重要文化財・旧目加田家住宅^{きゅうめかた}といった国指定の文化財である歴史的建造物が存在し、錦帯橋の架け替えをはじめ、修理や修繕を行いながら保存に努めてきました。錦帯橋と旧目加田家住宅は保存活用計画も策定しています。

岩国城下町では、平成25年(2013)に施行された岩国市景観条例に基づき、歴史的建造物の修繕に対する助成制度を設け、民間の歴史的建造物の保存に向けた取組も行ってきました。

また、岩国城下町を中心とする一帯487.3haは、令和3年(2021)10月に「錦川下流域における錦帯橋と岩国城下町の文化的景観」として重要文化的景観に選定されています。

岩国城下町全体の活用を促す岩国城と岩国城ロープウエーは、共に多くの人々に利用されています。

しかし、歴史的建造物の保存・活用に関して、以下のような課題があります。

○遺跡等の調査

- ・岩国城跡の価値を明らかにする調査の未実施

○保存・活用のための整備

- ・重要文化財(建造物)保存活用計画に基づく、公開活用の促進のための施設整備不足
- ・重要文化的景観の歴史的建造物等の重要な構成要素の整備不足
- ・岩国学校教育資料館、岩国練武場^{れんぶ}、JR西岩国駅駅舎の改修整備の未対応・未実施
- ・岩国城や岩国城ロープウエー駅舎の耐震化、バリアフリー整備の未実施

○歴史的建造物等の継承

- ・歴史的資源の保存・活用に係る団体の不足

(2) 歴史的活動の継承に関する課題

岩国^{ゆかば}行波^{かんまい}の神舞、周防^{すおう}祖生^{そお}の柱松^{はしらまつ}行事、山代^{やましるかぐら}神楽といった伝統文化を反映した人々の活動が継承されています。

本市では、このような活動について、文化財保護法や山口県文化財保護条例、岩国市文化財保護条例に基づき保護が図られています。

また、市内の文化財を紹介する公式サイト「いわくに文化財探訪」による情報発信や、活動については動画やパンフレットの作成等、歴史的活動の継承に向けた取組を行っています。

民俗芸能等については、岩国民俗芸能まつりや保存会等の活動により継承が図られています。

しかし、歴史的活動の継承に関して、以下のような課題があります。

○歴史的活動の発信

- ・歴史的活動の価値等の発信機会の確保不足

○伝統文化を継承する仕組み

- ・錦帯橋のう飼^{なんじょうおどり}や、岩国南条踊の継承に向けた施策不足や記録整備の未対応
- ・山代神楽をはじめとする歴史的活動の継承体制の不備

(3) 歴史的市街地の整備に関する課題

岩国城下町の歴史的建造物周囲において、自然環境やまちの骨格が残され、歴史的市街地が受け継がれています。

本市では、岩国城下町において、景観計画等により、きめこまやかな景観誘導等に取り組みとともに、歴史的市街地としての佇まいや雰囲気を維持向上させるさまざまな事業の導入に取り組んできました。

しかし、歴史的市街地の整備に関して、以下のような課題があります。

○まちなみ環境の整備

- ・岩国城下町の景観と調和した道路等の整備の不足

○文化的景観の体感整備

- ・案内や視点場などの文化的景観を体感できる整備の不足

○吉香公園の整備

- ・吉香公園の一部園路整備の未実施

○歴史的建造物周囲のまちなみ整備

- ・民間の住宅や店舗等を含めたまちなみの整備不足

(4) 歴史的風致の周知と交流促進に関する課題

古くから錦帯橋の観光をはじめとした交流によって賑わってきた本市には、現在も多くの人々が来訪しています。

岩国城下町では、錦帯橋下河原を駐車場として利用し、多くの来訪者に対応してきました。

また、本市では、ボランティアガイドの活動や子供・家族を対象にした体験学習の取組など、地域の歴史文化をいかした観光振興や教育学習等に取り組んできました。

岩国^{ちようこかん}徴古館を中心に各地域の民俗資料館等で歴史文化に関する資料等の収蔵、展示にも取り組んできました。

しかし、歴史的風致の周知と交流促進に関して、以下のような課題があります。

- 錦帯橋下河原の駐車場対応
 - ・錦帯橋下河原の駐車場について、河川の増水時等の対応の未実施
- 岩国城下町の観光案内施設
 - ・錦帯橋をはじめとする岩国城下町地区の観光案内施設の整備の不足
- 文化財の収蔵・展示施設
 - ・岩国城下町において文化財を収蔵し、展示する情報発信施設の整備の不足
- 調査・普及・啓発
 - ・市内の広い範囲に点在する文化財の全市的調査の未実施

2. 既存計画（上位・関連計画）

本市では、「第3次岩国市総合計画」に基づいて、まちづくりを推進しています。

本計画の推進にあたって、「第3次岩国市総合計画」に整合するとともに、「岩国市都市計画マスタープラン」、「第2次岩国市まち・ひと・しごと創生総合戦略」、「岩国市農林業振興基本計画」、「岩国市景観計画」等の関連計画との連携を図ります。

また、国の指定等文化財に関する個別計画である「名勝錦帯橋保存活用計画」、「重要文化財（建造物）旧目加田家住宅保存活用計画」との連携も図っていきます。

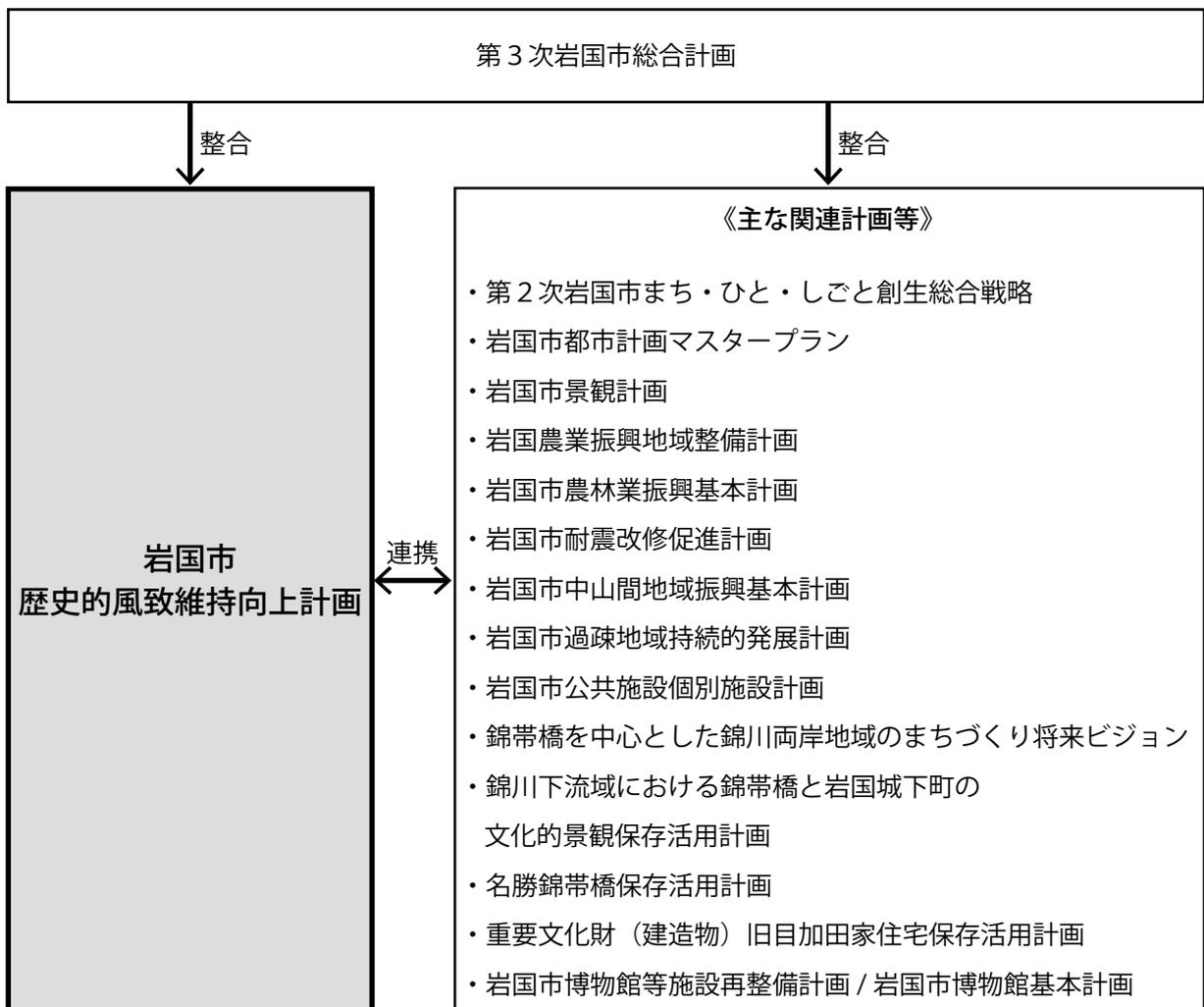


図3-1 各種計画との関係性

(1) 第3次岩国市総合計画(令和5年(2023)3月策定)

同計画は、令和5年(2023)3月に策定した計画です。将来像「ともに歩み、ともに創り、ともに輝く、交流とにぎわいのまち岩国」を掲げるとともに、その実現に向けた3つの基本理念と7つの基本目標を設定しています。

歴史的風致の維持向上に係る主な内容として以下が挙げられます。

基本目標「2 創意工夫に満ちた活力あふれる産業と観光のまち」の施策目標「2-1 多様な観光客が訪れ、交流を楽しんでいる」には、「観光交流人口の拡大」に係る具体施策として「錦帯橋の世界遺産登録に向けた国内外での活動の推進」、「重要文化的景観の整備・活用の推進」、「「錦帯橋のう飼」の保存・継承」等を位置付けています。

基本目標「3 地域資源を賢く使い、持続可能で快適に暮らせるまち」の施策目標「3-2 誰もが快適に暮らせる生活環境が整っている」には、良好な景観の形成に係る具体施策として「景観まちづくりの推進」に「岩国・横山^{よこやま}地区を対象とした街なみ環境整備の推進」、「歴史的建造物の景観重要建造物への指定及び修繕助成による保存・利活用」、「景観まちづくりに対する意識の啓発・PR」を位置付けています。

基本目標「5 豊かな心を育む教育文化のまち」の施策目標「5-2 文化・芸術・文化財を身近に感じ、郷土を愛する市民が増えている」には、「文化財の保護と伝統文化の継承」の具体施策として「錦帯橋やその周辺における文化的景観の整備・保存・活用」、「多様な文化財の保存・活用」、「伝統文化の継承」、「博物館・資料館の充実」を位置付けています。



図3-2 第3次岩国市総合計画の体系(『第3次岩国市総合計画』を基に一部加筆)

(2) 第2次岩国市まち・ひと・しごと創生総合戦略(令和2年(2020)3月策定)

同戦略は、令和2年(2020)3月に策定したものです。

基本理念「未来へつながる交流都市岩国～若い世代に選ばれるまち～」を掲げるとともに、国の基本目標に対応して、4つの基本目標を設定しています。

基本目標「1 まちとまちをつなぐ交流づくり」の施策の柱「1-1交流の推進」には、自然の魅力を活かした体験型観光の推進、錦帯橋及び錦帯橋周辺のライトアップ、錦帯橋世界文化遺産登録の推進、シロヘビやオオサンショウウオなどの天然記念物や横山地区に集中する建造物等の指定・登録文化財、博物館の観覧機会の充実等を位置付けています。

基本目標「4 地域の暮らしを支えるまちづくり」の施策の柱「4-3中山間地域の活性化」には、地域資源を活用した農山村交流体験の推進等を位置付けています。

総合戦略の体系

「未来へつながる交流都市岩国」～若い世代に選ばれるまち～

国基本目標※	岩国市基本目標	施策の柱	施策
地方とのつながりを築き、地方への新しいひとの流れをつくる	1 まちとまちをつなぐ交流づくり	1-1 交流の推進	1-1-1 観光による交流人口の拡大
			1-1-2 文化・スポーツによる交流人口の拡大
			1-1-3 観光情報の発信
			1-1-4 観光客受入環境の強化・機能向上
		1-2 空港・港湾の活用	1-2-1 空港の利用促進 1-2-2 港湾の利用促進
		1-3 シティプロモーションの推進	1-3-1 シティプロモーションの推進 1-3-2 地域ブランド化の推進
稼ぐ地域をつくるとともに、安心して働けるようにする	2 産業振興によるしごとづくり	2-1 企業誘致の推進	2-1-1 企業誘致の推進
		2-2 雇用・創業の促進	2-2-1 創業の促進 2-2-2 就業支援
		2-3 地場産業の育成・支援	2-3-1 経営基盤の強化 2-3-2 商店街の活性化 2-3-3 中心市街地の活性化
		2-4 農林水産業の育成・支援	2-4-1 農林水産業の経営支援 2-4-2 農林水産業の担い手の育成
結婚・出産・子育ての希望をかなえる	3 結婚・出産・子育ての希望をかなえる環境づくり	3-1 結婚・妊娠・出産・子育てへの支援	3-1-1 結婚への支援
			3-1-2 妊娠への支援
			3-1-3 出産への支援
3-1-4 子育て家庭への支援			
3-1-5 健やかな成長・発達への支援			
3-1-6 ワーク・ライフ・バランスの推進			
3-2 子供たちの教育の充実	3-2-1 学校教育の充実		
	3-2-2 地域と一体となった教育力の向上		
	3-2-3 教育環境の充実		
ひとが集う、安心して暮らすことができる魅力的な地域をつくる	4 地域の暮らしを支えるまちづくり	4-1 安心・安全に暮らすことができる環境の整備	4-1-1 医療環境の堅持 4-1-2 地域包括ケアシステムの深化・推進 4-1-3 防災対策等の充実 4-1-4 地域交通の維持
		4-2 魅力ある居住環境の整備・保全	4-2-1 魅力ある居住環境の整備・保全
		4-3 中山間地域の活性化	4-3-1 中山間地域の活性化
		4-4 広域連携の推進	4-4-1 広域連携の推進
		4-5 多文化共生社会の推進	4-5-1 多文化共生社会の推進 4-5-2 英語交流のまち lwakuni の推進

※国の「第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」(令和元年12月20日)に示す基本目標

図3-3 岩国市まち・ひと・しごと創生総合戦略の体系(『第2次岩国市総合戦略』を基に一部加筆)

(3) 岩国市都市計画マスタープラン(平成23年(2011)3月策定、平成29年(2017)3月改訂)

同マスタープランは、平成23年(2011)3月に策定、平成29年(2017)3月に改訂したものです。「第2章 都市づくりの目標」の中に、将来像「豊かな自然と共生する 活力あふれる都市 いわくに—交流・協働・共創のまちづくり—」とともに、3つの都市づくりの基本理念と6つの都市づくりの目標を掲げるとともに、後述する将来都市構造を示しています。



図3-4 都市計画マスタープランの体系(『岩国市都市計画マスタープラン』を基に一部加筆)

都市づくりの目標「3. 多様な地域資源を活かした魅力ある都市づくり」には、「歴史や文化等の各地域の個性を活かした魅力ある都市づくり」として歴史や文化、自然等の豊富な地域資源を活かし、地域固有の産業や個性を活かした魅力ある都市づくりを図ること、「岩国らしい魅力ある都市景観の形成」として岩国固有の歴史、文化、自然を未来に継承するとともに、市民がまちに愛着と誇りを持ち、訪れる人々の印象に残る魅力ある都市景観を形成することを示しています。

将来都市構造には、将来像及び都市づくりの目標の実現に向けて、拠点、都市軸、ゾーンを設定しています。拠点のひとつ「観光拠点」については、「本市を代表する歴史、文化、自然等を有した観光地としての中心的な役割を担うエリアとして、錦帯橋等の各観光資源及びその周辺地区を位置づけ、観光地としての魅力の向上」を図ることを示しています。

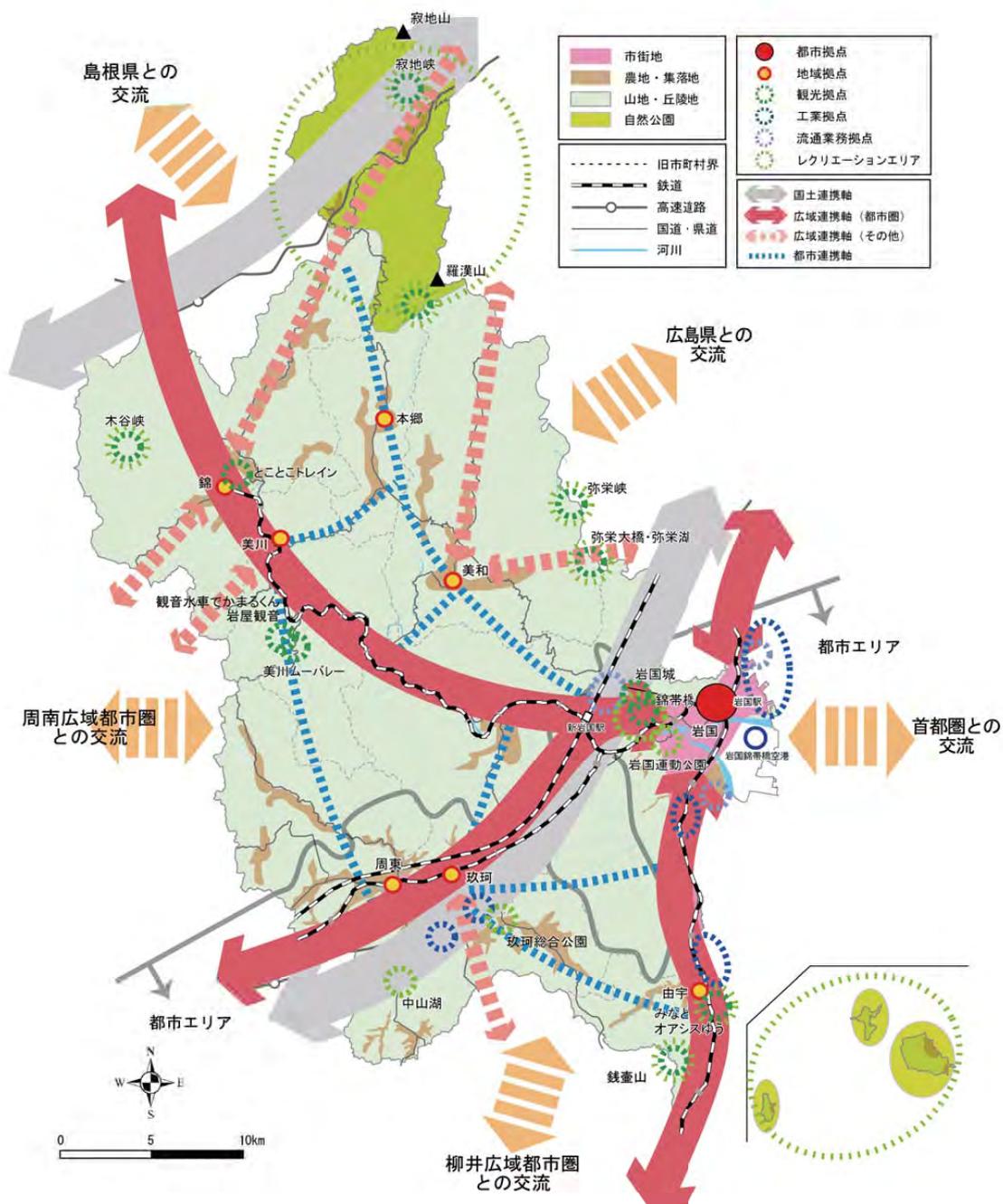


図3-5 都市計画マスタープラン将来都市構造図（『岩国市都市計画マスタープラン』より）

(4) 岩国市景観計画(平成24年(2012)11月策定、令和3年(2021)1月改定)

同計画は、平成24年(2012)11月に策定、令和3年(2021)1月に改定したものです。

岩国市景観ビジョンの基本理念「自然と歴史を未来へつなごう 美しい景観のまち岩国」とともに、景観形成の基本方針のひとつに「歴史文化を未来へつなぐ」を掲げるとともに、景観特性に応じてゾーンを設定し、ゾーンごとに景観形成の方針を設定しています。

また、城下町の横山地区と岩国地区を重点地区に指定し、きめ細やかな景観誘導を行っています。

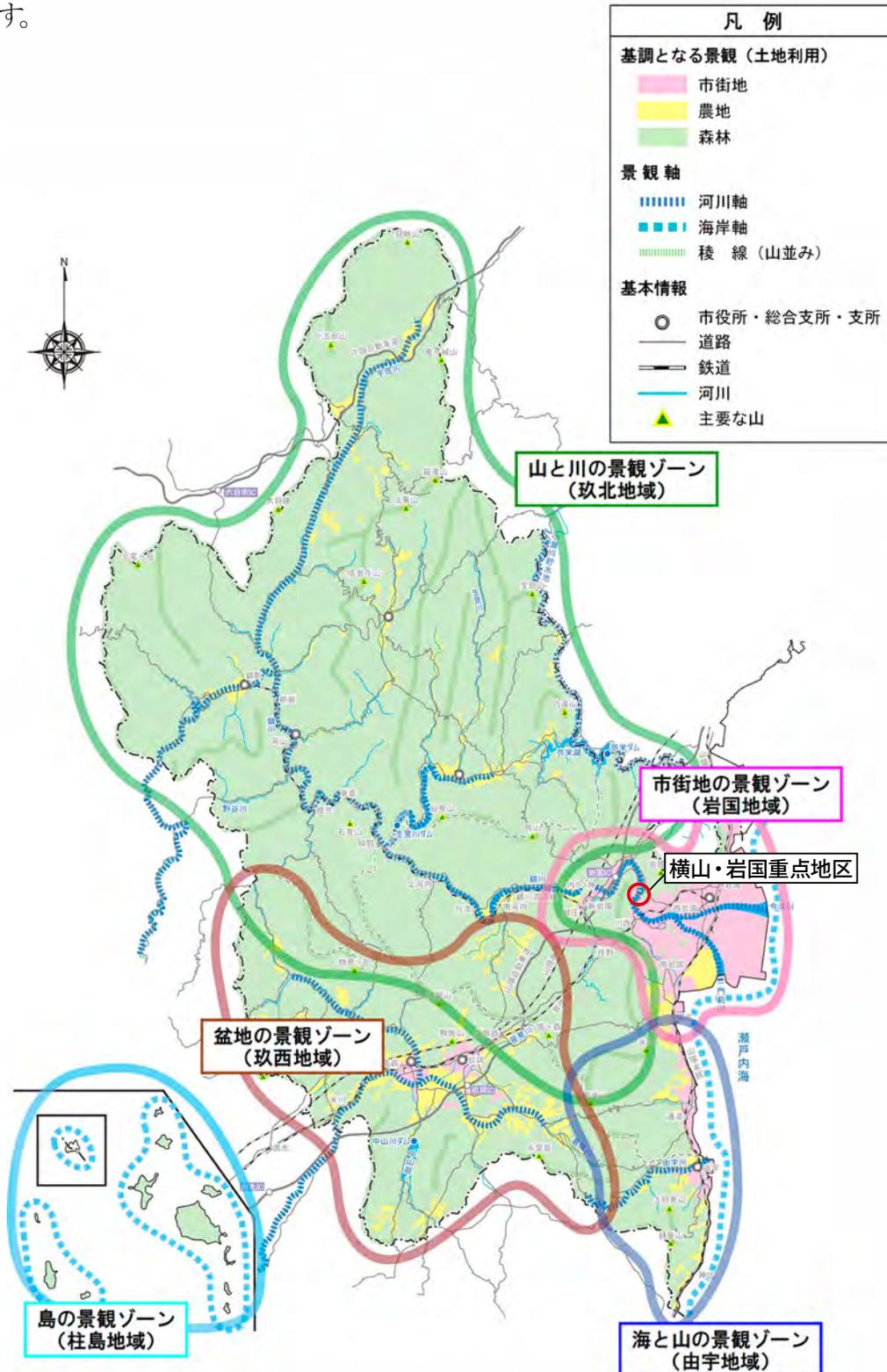


図3-6 岩国市景観計画ゾーン区分図(『岩国市景観計画』に一部追記)

(5) 岩国農業振興地域整備計画(令和5年(2023)8月策定)

同計画は、令和5年(2023)8月に策定したものです。

本市では、都市計画法に基づき定められた市街化区域及び用途地域、飛行場、自然公園法の国定公園特別保護地区、規模の大きな森林の区域等を除いた地域が「岩国農業振興地域」に指定されています。同計画は、岩国農業振興地域内における土地利用や農業振興の方向について定めた計画であり、農業上の土地の有効活用や農業の近代化のための施策を総合的かつ計画的に推進することで、優良な農地を確保するとともに、活力ある農業振興地域の実現を図ることを目的としています。農用地等の保全の方向として、農山村において、農用地が食料の生産・供給のみならず、文化の伝承等の多面的機能を有していることに触れ、企業や各種団体との連携により、各地域が有する多様な資源が活用される持続可能な環境づくりに向けた検討を行うことを示しています。

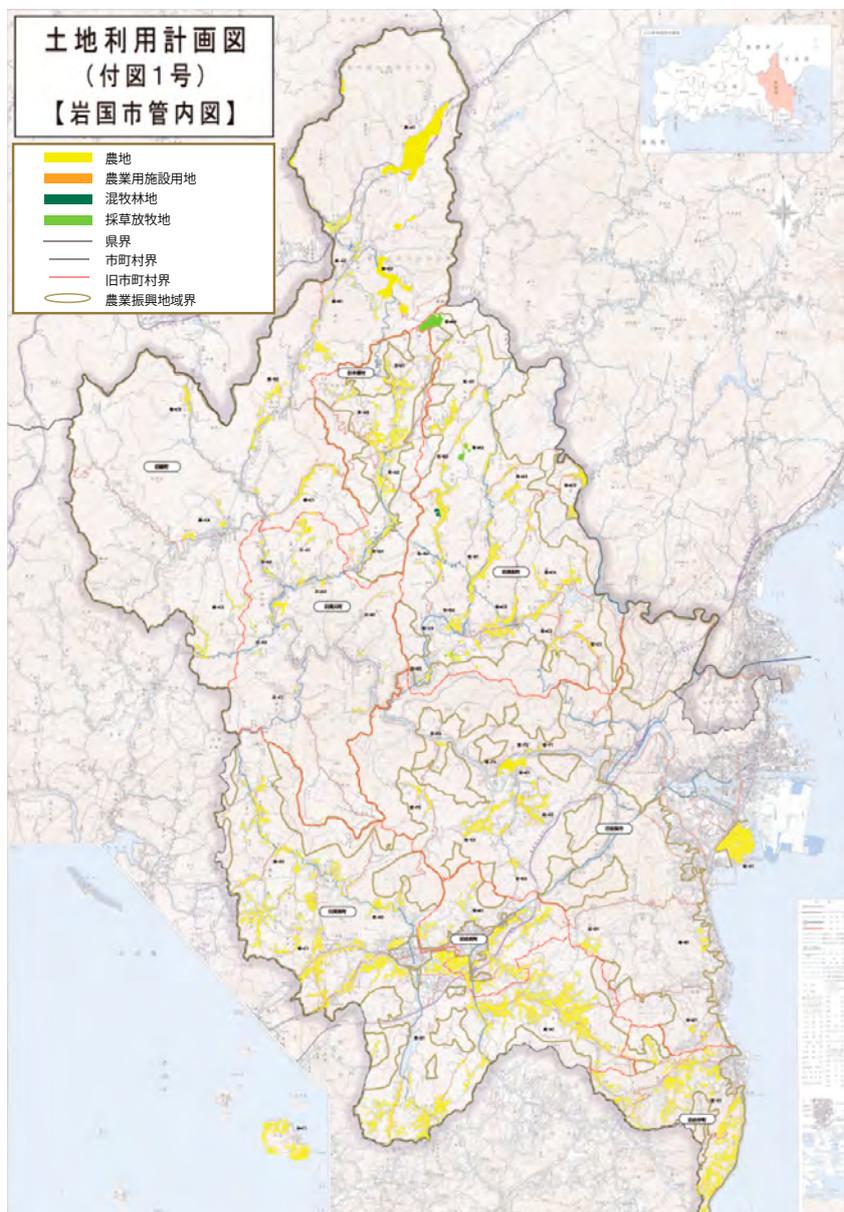


図3-7 岩国農業振興地域の図(『岩国農業振興地域整備計画』に一部追記)

(6) 岩国市農林業振興基本計画(令和5年(2023)4月策定)

同計画は、令和5年(2023)4月に策定したものです。

農林業を取り巻く情勢の変化に対応し、地域資源を活かした持続的・安定的な農林業を確立できるよう、統合的かつ計画的な施策の展開を目的に、中項目<重点項目>の「農林業を活用した交流促進」には、都市・農山村交流の促進に向けた施策として、農業体験活動や農山村資源・文化の伝承活動等、都市住民との交流を促進することを位置付けています。

大項目<施策の柱>	中項目<重点項目>	小項目<取組方針>
1. 農林業を支える担い手づくり	1-1 地域を支える担い手の確保育成	<ul style="list-style-type: none"> ・新規就農者の確保・育成 ・新規林業就業者の確保・育成 ・多様な担い手の育成・支援
	1-2 経営体の育成・支援	<ul style="list-style-type: none"> ・農業経営体の育成・強化 ・林業経営体の育成・強化
2. 活力ある農山村づくり	2-1 需要に応じた農林産物の生産振興	<ul style="list-style-type: none"> ・地域特産作物の生産振興 ・畜産物の生産振興 ・水田を利用した農産物の生産振興 ・安心・安全な農産物づくりの推進 ・地域木材の生産振興
	2-2 農林産物の商品力強化と地産・地消の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・地域ブランド化の推進 ・他産業との連携推進 ・地域農産物の利用促進 ・地域木材の利用促進
	2-3 農林業生産基盤の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・農業生産基盤の整備 ・林業生産基盤の整備
	2-4 農山村の生活環境の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・生活環境の整備 ・地域共同活動の促進 ・鳥獣被害防止対策の推進
	2-5 農林業を活用した交流促進	<ul style="list-style-type: none"> ・都市・農山村交流の促進 ・農村女性の活動促進
3. 自然環境の保全	3-1 多面的機能の維持・強化	<ul style="list-style-type: none"> ・農地・農業用施設の整備・保全 ・森林の整備・保全
	3-2 自然環境保全の担い手の確保・育成	<ul style="list-style-type: none"> ・環境ボランティアの育成

図3-8 岩国市農林業振興基本計画の体系

(7) 岩国市耐震改修促進計画(平成20年(2008)3月策定、令和5年(2023)3月変更)

同計画は、平成20年(2008)3月に策定、令和5年(2023)3月に変更したものです。

地震による建築物の倒壊等の被害から市民の生命、身体及び財産を守るため、市内の住宅、その他建築物の耐震診断及び耐震改修を総合的かつ計画的に促進するための施策立案を目的に、市有建築物について計画的に耐震診断を実施し、その結果に基づき、計画的に耐震改修を実施し、耐震性の向上を図ること等を位置づけています。

(8) 第2次岩国市中山間地域振興基本計画(令和5年(2023)4月策定)

同計画は、令和5年(2023)4月に策定したものです。

中山間地域の振興を総合的かつ計画的に推進することを目的に、基本目標に「安心・安全に暮らし続けることができる中山間地域の実現」を掲げ、「特色ある文化や伝統など地域資源の情報発信・イベントなど関係人口・交流人口を増やす取組を推進することで、中山間地域の活力を取り戻し、将来にわたり心豊かに、また、安心・安全に暮らし続けることのできる地域づくりを目標」とすることを示しています。

施策のひとつには「農林水産業など地域資源を活かした多様な文化・産業の振興」を掲げ、施策の方向性に中山間地域における民俗芸能まつりの積極的な開催、各地域に伝わる独自の伝統文化の伝承を位置付けています。

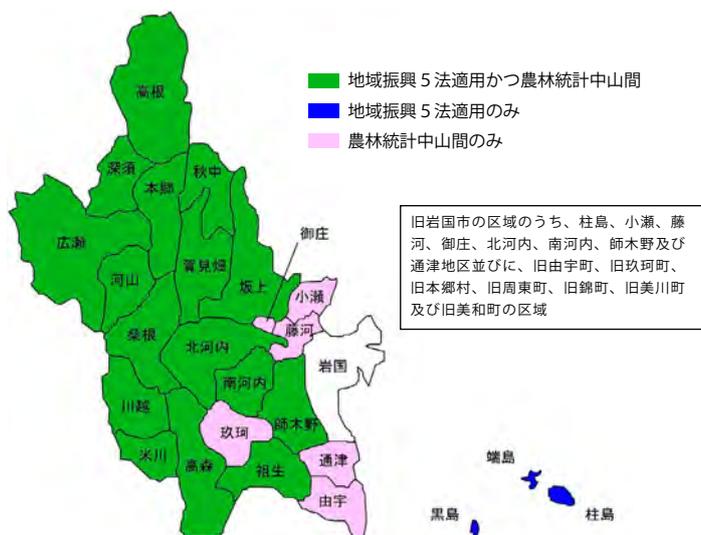


図3-9 中山間地域(『第2次岩国市中山間地域振興基本計画』より)

(9) 岩国市過疎地域持続的発展計画(令和3年(2021)3月策定)

同計画は、令和3年(2021)3月に、策定したものです。

地域の持続的発展の基本的方針のひとつに「地域資源を活かした地域づくりの推進」を掲げ、「地域資源を活用した地域活力の向上のため、農林水産業や観光産業等の振興、休廃校施設の有効活用の検討を行い、地域再生への取組を推進」することを示しています。また、「地域文化の振興等」に関連して、「貴重な文化財の保存活用に努め、文化財愛護精神の普及を図り、地域の伝統芸能、伝統行事を後世に保存継承していくための育成、支援を行う」ことを示しています。

(10) 岩国市公共施設個別施設計画(令和5年(2023)3月策定)

同計画は、令和5年(2023)3月に策定したものです。

本市では、昭和40年代後半から昭和50年代にかけて経済成長を背景に増大するニーズに応えるべく、数々の公共施設を整備してきました。これらの公共施設は今後、一斉に大規模改修や更新の時期を迎えますが、人口減少や少子高齢化の進展が避けられない中、現在の施設をそのまま維持していくことが困難となっています。こうした状況に対応するため、同計画は、平成29年(2017)10月に策定した今後の公共施設の在り方について基本的な考え方を示した「岩国市公共施設等総合管理計画」に基づき、市民の貴重な財産である公共施設を、次代の市民に健全な状態で継承するとともに、市民サービスの維持向上を図るため、公共施設の最適化に取り組むことを目的としています。

計画の対象施設は、公共施設(建物)1,090施設で、この中には、岩国徴古館や岩国城、岩国高校記念館といった歴史的建造物や、岩国行波の神舞伝承館、沼田ふれあい神楽交流館といった伝統的な活動の拠点施設も含まれます。

個別施設の方向性として、指定等文化財である歴史的建造物については、関係法令等に基づき適切に補修等を行い、保存活用することとしています。岩国城ロープウエーは未指定の歴史的建造物ではありますが、多くの観光客が訪れる観光施設であることから、安全性を確保し、適切に維持するため計画的に整備を進めることとしています。また、岩国行波の神舞伝承館、沼田ふれあい神楽交流館については、伝統的な活動を継承する場としての機能を継続することとしています。

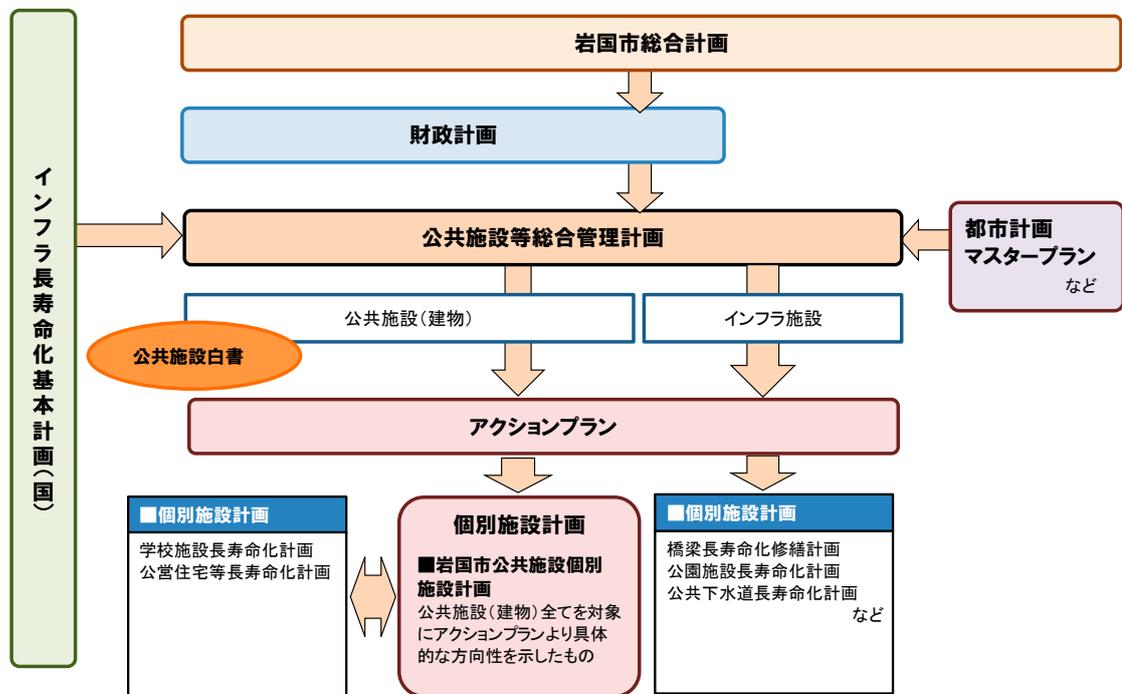


図3-10 計画の位置づけ(『岩国市公共施設個別施設計画』より)

(11) 錦帯橋を中心とした錦川兩岸地域のまちづくり将来ビジョン (平成26年(2014)4月策定)

同ビジョンは、平成26年(2014)4月に策定したものです。

錦帯橋を中心とした錦川兩岸地域の魅力あるまちづくりを進めるため、まちづくりの目標を「住んでよし、訪れてよしのまち」と掲げ、まちづくりのテーマとして、以下の3つを設定しています。

- 1 城下町として育まれてきた風景と文化を守ります
- 2 歴史性を大切にしたい暮らしやすい住環境をつくれます
- 3 何度も訪れたいと感じてもらえるもてなしの環境を整えます



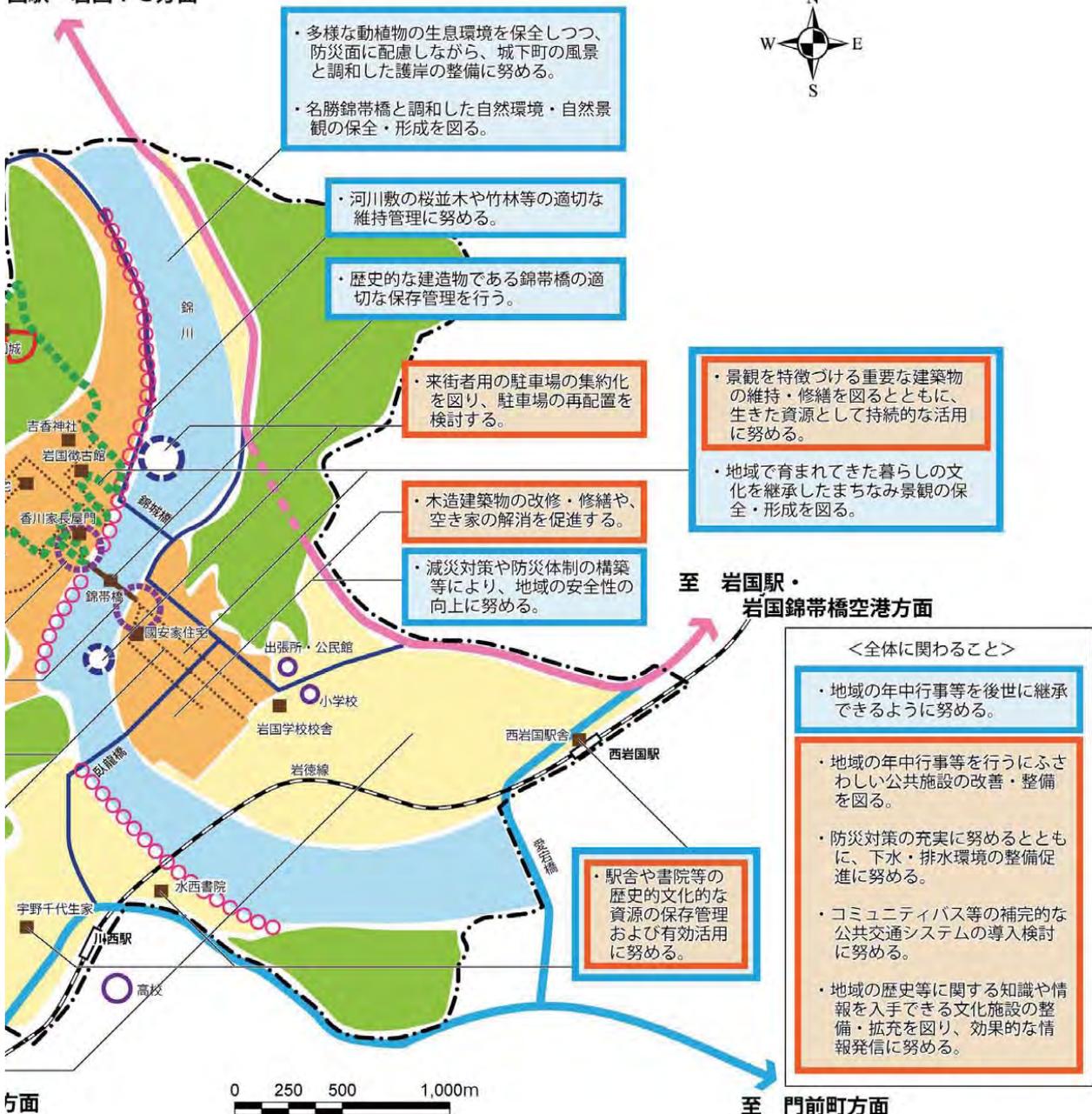
図3-11 まちづくり構想図(『錦帯橋を中心とした錦川兩岸地域のまちづくり将来ビジョン』より)

また、地域の特徴を活かしながら、実効性の高いまちづくりを進めるため、4つのゾーンと3種類の道路の位置づけを設定しています。

歴史的資源が多く集積し、かつ歴史的な基盤及びまちなみをはじめとした城下町の歴史性を顕著に受け継ぐ市街地が形成される区域を重点市街地ゾーンと設定し、空き地・駐車場等の集約化とまちなみ形成に向けた利活用、歴史的な道の整備、歴史的な建造物等を活用した交流施設の整備等の施策を行動計画に位置付けています。

なお、本市では、この将来ビジョンに基づく城下町地区のまちづくりを進めるための具体的な取組を示すアクションプランとして『城下町地区グランドデザイン』を策定しています。グランドデザインの中の「実施計画」は、毎年度、最新計画に更新しています。

国駅・岩国IC方面



(12) 錦川下流域における錦帯橋と岩国城下町の文化的景観保存活用計画 (令和3年(2021)1月策定)

同計画は、令和3年(2021)1月に策定したものです。

文化的景観の保存及び活用に関する基本方針として、以下の5つを設定しています。

- 1 岩国城下町をつなぐ錦帯橋と自然が織りなす風景の保全
- 2 城下町由来の空間構造及び景観を特徴づける構成要素の継承
- 3 城下町由来のまちなみと文化の継承
- 4 錦帯橋の物見^{ものみ}が育む生業の持続・創出と物見の往来を支える環境の整備
- 5 住民と行政の協働及び文化的景観を支える人材の育成

また、基本方針の推進に向けて、文化的景観の保存に配慮した土地利用に関する事項、重要文化的景観の重要な構成要素、文化的景観の整備活用に関する事項、文化的景観の保存及び活用のために必要な体制を定めています。

具体的には、文化的景観の整備活用に関する事項として、上記に加え、文化的景観の価値や魅力を深めていくための継続した調査研究を行うことや、文化的景観の保存活用に関する取組について記録を残し、情報、知識、技術等の蓄積を図ることを位置付けています。

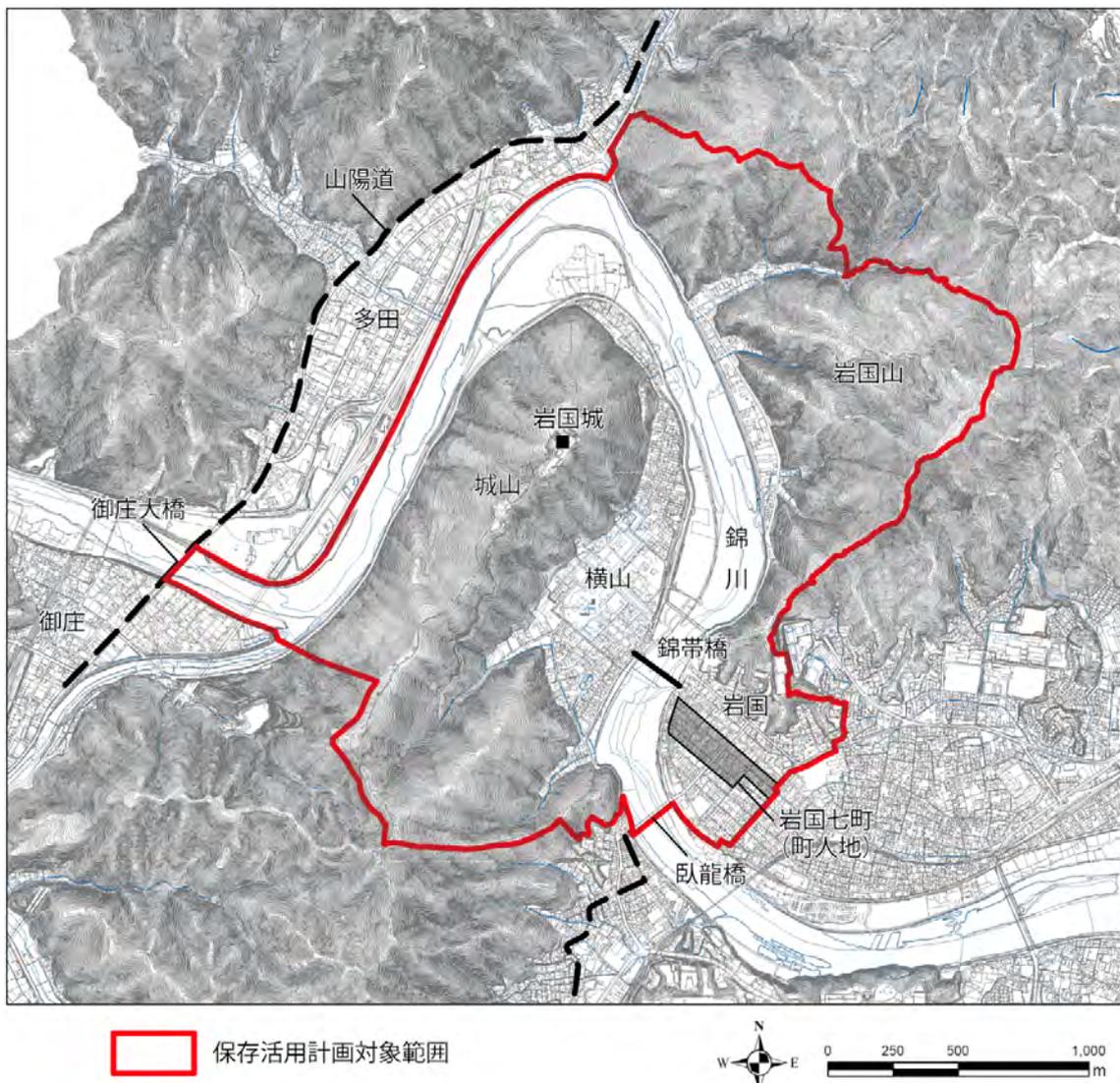


図3-12 重要文化的景観選定範囲(『錦川下流域における錦帯橋と岩国城下町の文化的景観保存活用計画』より)

(13) 名勝錦帯橋保存活用計画(令和3年(2021)3月策定)

同計画は、令和3年(2021)3月に策定したものです。

錦帯橋を適切に保存管理するとともに、価値を後世に継承し、より多くの人々が理解、活用できることを目的に、保存活用の目標を「橋梁の機能と美しさ、橋梁と周辺が一体となった風致景観の継承」と掲げるとともに、保存活用の基本方針として名勝錦帯橋の風致景観に影響する周辺地域に対する保全措置を講じることや、本質的価値の理解促進のため、周辺地域と一体的な活用を図ることなどを設定しています。

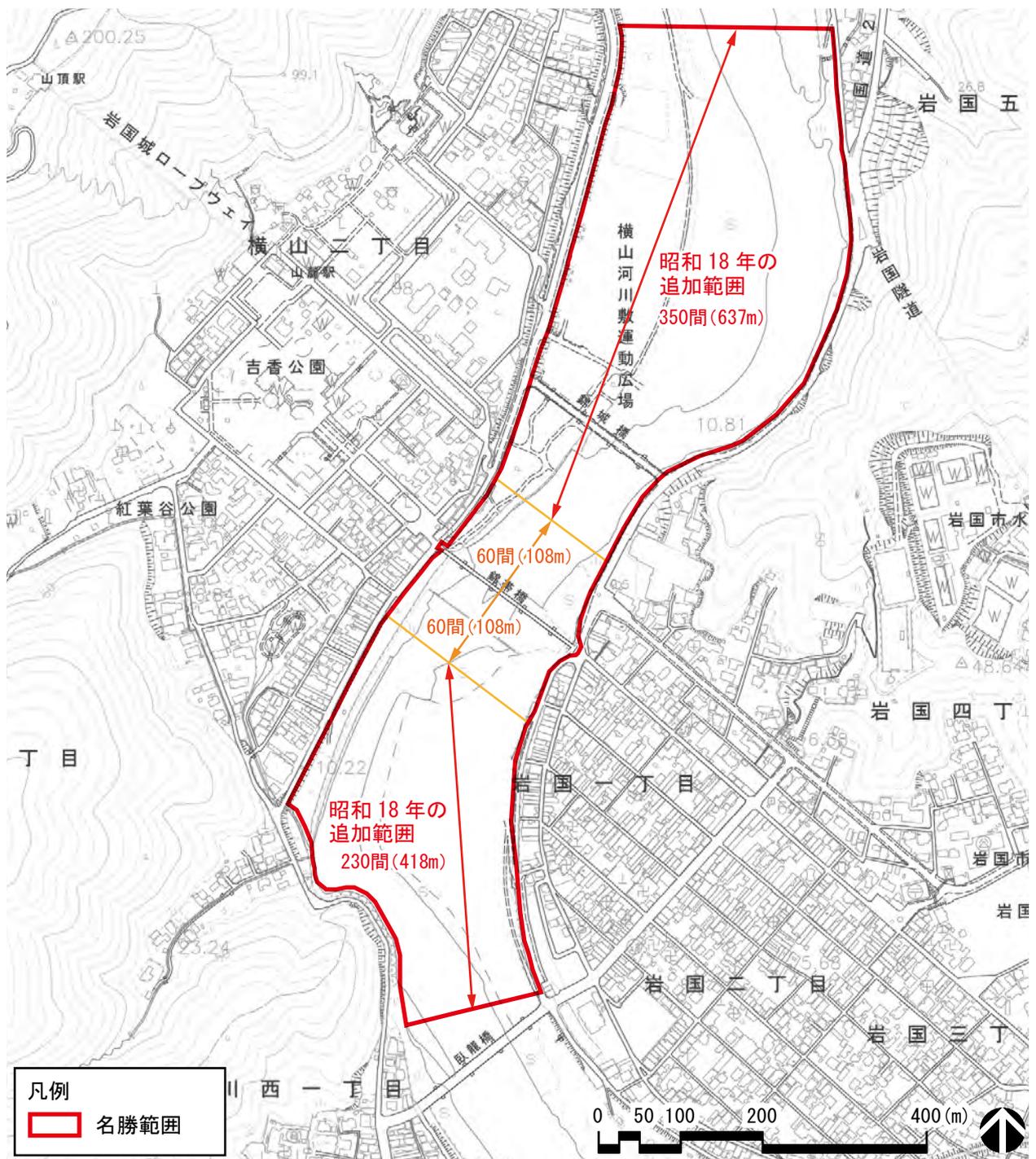


図3-13 錦帯橋の名勝指定範囲(『名勝錦帯橋保存活用計画』より)

(14) 重要文化財(建造物)旧目加田家住宅保存活用計画(令和5年(2023)10月策定)

同計画は、令和5年(2023)10月に策定したものです。

岩国城下町に位置する重要文化財(建造物)旧目加田家住宅の価値を堅実に保存し、岩国城下町の観光振興等に旧目加田家住宅を積極的に活かしていくことを目的に、保存管理、環境保全、防災、活用に関する各計画を定めています。

具体的には、地域住民との協働による管理運営体制の構築や、関係団体等と連携した現地での案内、イベントの開催等の検討、災害等の緊急時の行動計画を関係者間で共有すること等を位置付けています。

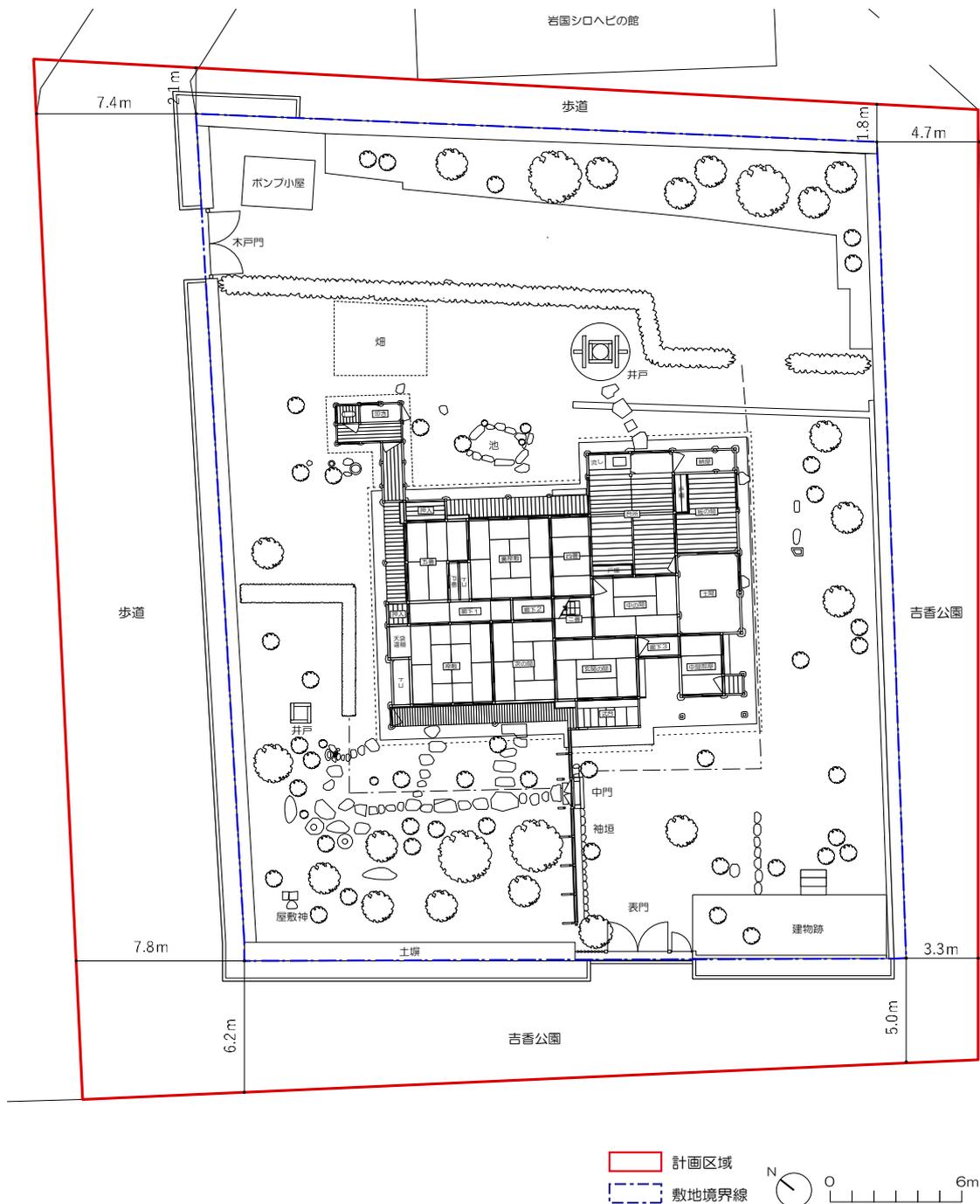


図3-14 旧目加田家住宅保存活用計画の計画区域(『重要文化財(建造物)旧目加田家住宅保存活用計画』より)

(15) 岩国市博物館等施設再整備計画(令和3年(2021)3月策定) /
岩国市博物館基本計画(令和4年(2022)3月策定)

岩国市博物館等施設再整備計画は、令和3年(2021)3月に策定したものです。

市内の博物館、資料館等の老朽化を背景に、博物館等の運営のあり方を取りまとめ、新博物館への展示機能や教育機能を集約すること、歴史民俗資料館の展示機能を廃止すること、各地域資料の活用は支所等を想定することを方針として定めています。

岩国市博物館基本計画は、岩国市博物館等施設再整備計画の策定を受けて、令和4年(2022)3月に策定したものです。

新博物館の基本理念「ここに来れば岩国市の歴史がすべてわかる」を掲げるとともに、新施設の役割を、歴史文化を受け継ぐ地域の学び場、岩国の魅力を広める発信の場、岩国の新しい魅力をつくる交流の場と設定し、資料の収集保存、調査研究、展示公開、教育普及、情報発信等に取り組むことを定めています。

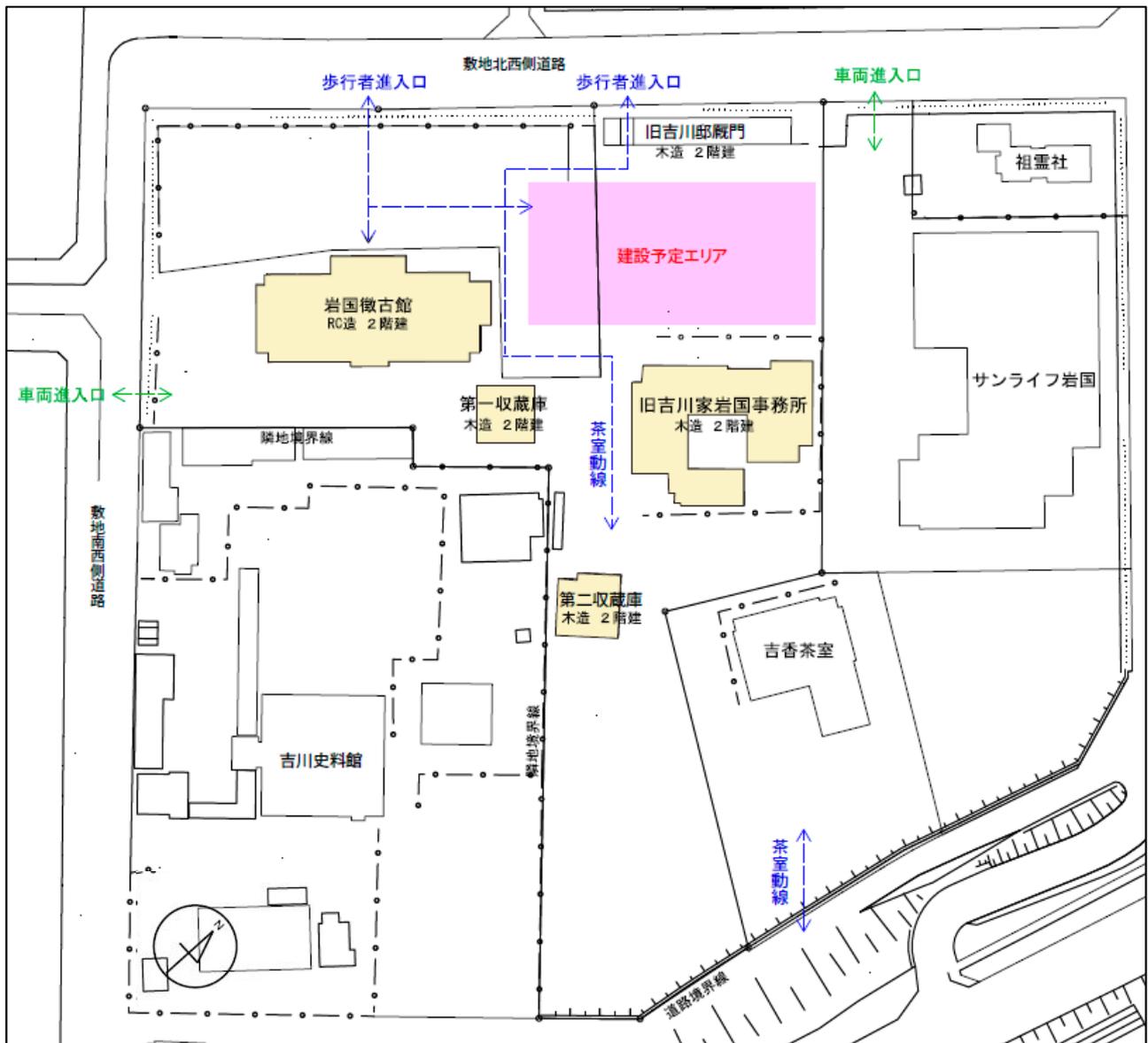


図3-15 新博物館の想定位置(『岩国市博物館基本計画』より)

3. 歴史的風致の維持及び向上に関する方針

本市の維持向上すべき歴史的風致及びその課題などを踏まえ、以下のとおり方針を定めます。

(1) 歴史的建造物の保存・活用に関する方針

歴史的建造物の保存・活用に向けて、当該建造物の老朽化等を改善する取組を計画的に推進します。

○遺跡等の調査

- ・岩国城跡の価値を明らかにする調査を推進します。

○保存・活用のための整備

- ・重要文化財（建造物）保存活用計画に基づく、公開活用の促進のための施設整備を推進します。
- ・重要文化的景観の重要な構成要素の整備を推進します。
- ・岩国学校教育資料館、岩国練武場、JR西岩国駅駅舎の保存活用に向けた整備を推進します。
- ・岩国城や岩国城ロープウエー駅舎の耐震化、バリアフリー整備を推進します。

○歴史的建造物等の継承

- ・歴史的資源の保存・活用に係る団体の設立・支援に取り組みます。

(2) 歴史的活動の継承に関する方針

歴史的活動の継承に向けて、その担い手を支える取組を推進します。

○歴史的活動の発信機会の創出

- ・歴史的活動の継続に向けた支援、PRの促進に取り組みます。

○伝統文化を継承する取組の推進

- ・錦帯橋のう飼や、岩国南条踊の継承に向けた施策や記録整備に取り組みます。
- ・山代神楽をはじめとする歴史的活動の継承体制の構築を支援します。

(3) 歴史的市街地の整備に関する方針

歴史的建造物の周囲における良好な市街地の形成に向けて、岩国城下町の歴史的市街地整備に関する取組を推進します。

- まちなみ環境の整備
 - ・岩国城下町の景観と調和した道路等の整備を推進します。
- 文化的景観の体感整備
 - ・案内や視点場などの文化的景観を体感できる整備を推進します。
- 吉香公園の整備
 - ・吉香公園の園路整備を推進します。
- 歴史的建造物周囲のまちなみ整備
 - ・民間の住宅や店舗等を含めたまちなみの整備を推進します。

(4) 歴史的風致の周知と交流促進に関する方針

歴史的風致の周知と交流促進に向けて、多くの人が歴史や文化に触れる場の再構築や、これまで知られていなかった文化財を把握し、普及する取組を推進します。

- 錦帯橋周辺の駐車場の再整理
 - ・錦帯橋下河原の駐車場の再配置を推進します。
- 岩国城下町の観光案内施設の整備
 - ・錦帯橋をはじめとする岩国城下町地区の観光案内施設の整備を推進します。
- 文化財の収蔵・展示施設の再整理
 - ・資料の収蔵・展示を集約し、展示する情報発信施設の整備を推進します。
- 文化財の調査
 - ・未指定文化財の価値を明らかにする調査を推進します。

4. 歴史的風致維持向上計画の実施体制

本市は、本計画の実施にあたって、歴史まちづくり法第11条に基づく「岩国市歴史的風致維持向上計画協議会」を中心に、計画の進捗管理・評価などの計画推進に係る事項や計画変更の協議などを行います。

庁内においては、歴史的風致の維持向上に関わる関係各課で構成する「庁内会議」を設置し、計画の業務調整や進捗管理などを行います。

「岩国市歴史的風致維持向上計画協議会」と「庁内会議」の事務局は景観整備課が担当し、文化財の所有者・管理者、関係団体などとの連絡調整を行い、本計画の円滑な推進に努めます。必要に応じて「岩国市文化財審議会」などへ報告し、国や県との協議を行い、計画の推進に取り組みます。

岩国市歴史的風致維持向上計画 推進体制

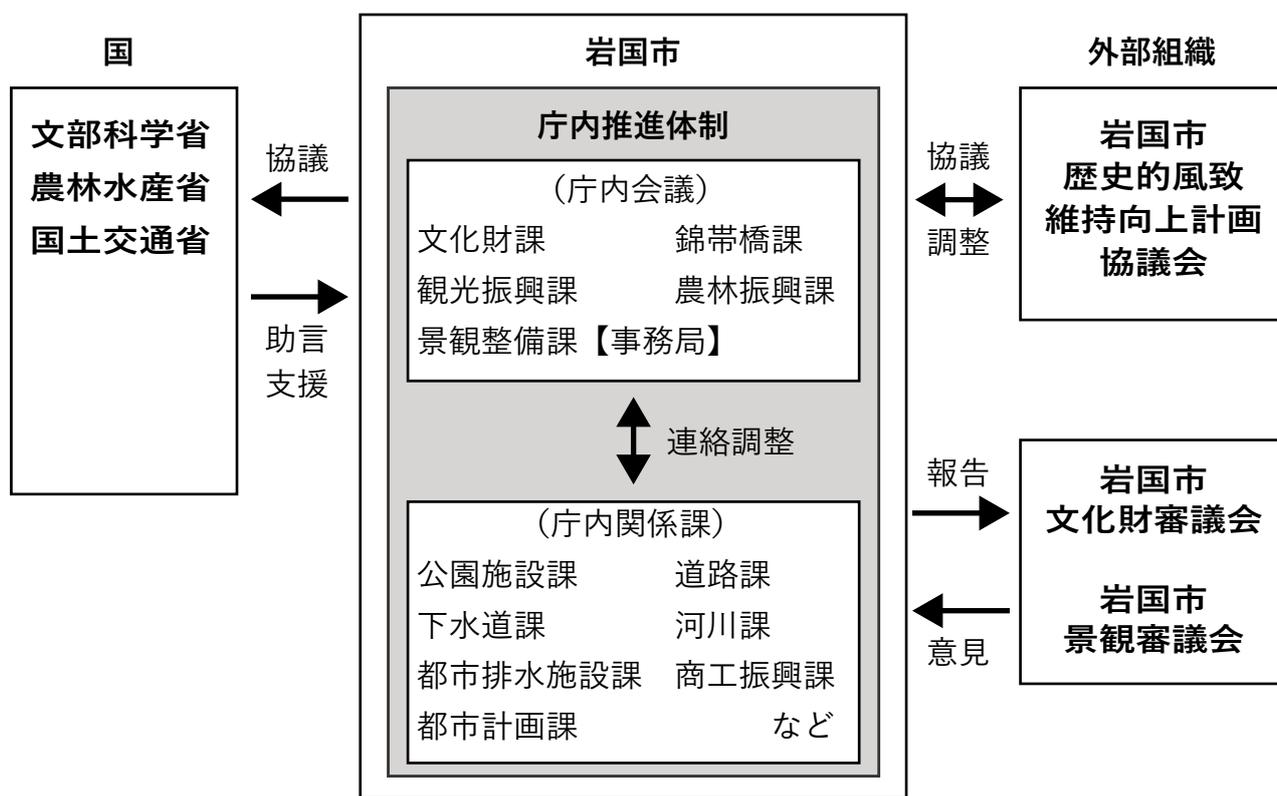


図3-16 「岩国市歴史的風致維持向上計画」の実施体制